

陳 情 文 書 表

令 6 陳 情 第 8 号	令 和 6 年 8 月 1 日 受 理
件 名	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情
陳 情 者	平塚市豊田本郷 1 7 3 4 神奈川県建設一般労働組合平塚支部 執行委員長 斎藤 弘 平塚市新町 5 - 2 5 湘央建設組合 組合長 太田 健市
陳 情 の 要 旨	
<p>マイナンバー法等の一部改正法が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、令和 6 年 1 2 月 2 日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。</p> <p>現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上、任意とされているマイナンバーカード取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらに、オンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルがいまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和 6 年 5 月時点で 7.73%にすぎません。</p> <p>また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない現状も生まれています。</p> <p>我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で等しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば、同制度は機能不全に陥りかねません。また、地域医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。</p> <p>我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるためにも、本年 1 2 月 2 日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。</p> <p>以上の点から、次の事項について、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国に対して意見書を提出することを陳情します。</p>	

陳情事項

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。